

## 綾瀬市電子クーポン・商品券事業実施要綱

(趣旨)

第1条 国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）を支援するため、市内店舗での取引に使用できる電子クーポン・商品券（以下、「クーポン等」という。）を予算の範囲内において交付するのに必要な事項を定める。

(取扱店の登録)

第2条 クーポン等を取り扱うことができる事業所(以下「取扱店」という。)は、次のいずれかに該当し、かつ、当該事業所の申請に基づき市に登録を受けたものとする。

- (1) 当該事業所が市内に所在している小売店又は飲食店であること。
- (2) 前号に掲げる他、市長が特に認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、事業所を営む事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に係る事業所は、取扱店の登録を受けることができない。

- (1) 宗教活動又は政治活動を目的として事業を営む者であるとき。
- (2) 当該事業所において風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項、第5項、第11項及び第13項に規定する営業を行う者であるとき。
- (3) 暴力団員(高浜市暴力団排除条例(平成23年綾瀬市条例第9号)第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

3 取扱店の登録を希望する事業者は、市の指定する方法により令和8年3月31日までに申請しなければならない。

4 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、取扱店の登録を行うものとする。

(クーポン等による割引)

第3条 取扱店は、取引においてクーポン等を使用された場合には、当該取引において所定の金額を割り引くものとする。

(対象者)

第4条 クーポン等の交付を受けることができる者（以下、「対象者」という。）は、令和8年1月1日において綾瀬市の住民基本台帳に登録されているものとする。

2 前項の規定に関わらず、市長がクーポン等を交付することが適当ではないと認めるとき、その者はクーポン等の交付を受けることができない。

（支給額）

第5条 クーポン等の額は、対象者1人につき6千円とする。

2 クーポン等を市の公式LINEアカウントを友だちとして登録し、電子で交付を受けた場合には、前項の額に加え500円を支給する。

（電子クーポンの取得）

第6条 市は、対象者に対しクーポン取得用IDを交付し、対象者に通知する。

2 対象者は自己のスマートフォン等で市の公式LINEからクーポン取得画面を開き、ID及びパスワードを入力してクーポン等を取得する。

3 前項の規定によるクーポン等取得の期限は、令和8年4月30日とする。

（電子クーポンが取得されなかった場合の取扱い）

第7条 スマートフォンを所持していない等の理由により、対象者が前条第3項に規定する期限までに取得されなかったときは、市は対象者に紙のクーポン（以下、「紙クーポン」という。）を送付する。

2 紙クーポンの券面金額は3千円とし、配付対象者1人につき2枚（6千円分）を配付する。

3 市長は、配付対象者に郵送した紙クーポンが宛所不明、受取拒否等を理由として返送された場合は、第9条に定める期限までこれを保管し、当該期限経過後は、適切に処分するものとする。

（クーポン等の使用等）

第8条 クーポン等を使用しようとする対象者（以下「使用者」という。）のうち電子クーポンを使用するものは、取扱店において、店舗専用QRコードをクーポン等の交付を受けたスマートフォンで読み込むことにより、使用店舗を特定しなければならない。

2 前項の規定による特定をした使用者は、スマートフォン上の電子クーポン管理システムにおいて、使用可能金額の範囲内でクーポンの使用金額を入力し、その入力内容に誤りがないかを店員と確認し、決済を行わなければならない。

3 前項の決済を行う場合において、商品の購入代金が使用可能金額を超過するとき

は、当該超過分は現金等で精算するものとする。

4 使用者のうち紙クーポンを使用するものは、取引において紙クーポンを取扱店に提出し、この際、取扱店は第3条に基づく割引を行うものとする。

5 紙クーポンの券面金額の合計額が取引の対価を上回るときは、取扱店から当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われぬものとする。

6 紙クーポンは、転売、譲渡及び換金を行うことができない。

7 紙クーポンは、配付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。

(クーポン等の使用期限)

第9条 クーポン等の使用期限は、令和8年8月31日とする。

2 クーポン等の残高がある場合において、前項に規定する使用期限を経過したときは、当該クーポン等残高は使用することができない。

(使用済クーポン等の支払い)

第10条 取扱店舗において市の指定した期日までに使用されたクーポンの使用額について、当月末日までにあらかじめ登録された指定口座へ振り込むものとする。

(発行済クーポン等の使用差止め)

第11条 市長は、クーポン等の交付を受けた対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、発行済のクーポン等を無効にすることができる。

(1) 偽りその他の不正な手段によりクーポンの交付を受けたとき

(2) クーポン等の使用が本事業の趣旨に反しているとき

(3) 前2号に掲げるときのほか、市長が適当でないと認めたとき

(クーポン等使用額の返還)

第12条 市長は、対象者が前条の規定により無効となったクーポン等を既に使用している場合は、当該交付対象者に対し期限を定めて、使用額の全部又は一部を返還させるものとする。ただし、市長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月23日から施行する。